

矢板市環境共生型住宅推進地域協議会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、家庭から排出される二酸化炭素の排出量を削減することを目的として、関係者の連携の下、21世紀環境共生型モデル住宅（以下「エコハウス」という。）を活用し、エコハウスの普及促進を図るため、矢板市環境共生型住宅推進地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、エコハウスの普及のあり方について検討し、その具体的な普及方策をとりまとめる。協議会構成員は、とりまとめた普及方策に基づき、それぞれの役割の下でエコハウスの普及活動を実施するとともに、その成果について各構成員間での情報共有に努める。

2 エコハウスは誰もが自由に訪れ、そのメリット等を直接体験できるよう配慮し、学校の環境教育における活用や、市内の建築関係者がエコハウスの理解を深める拠点としての活用方法について協議する。

(委員及び組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる者で構成する。委員は、市長が委嘱、または任命する委員をもって組織する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長の選任)

第5条 協議会には、会長及び副会長各1名を置く。

2 会長及び副会長は委員の互選により定める。

(会長及び副会長の職務)

第6条 会長は協議会を代表し、協議会の会議を主宰する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長の職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議は会長が招集し、会議の議長となる。

2 会長は必要に応じて、協議会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、市民福祉部環境課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

別表(第3条関係)

矢板市環境共生型住宅推進地域協議会委員名簿

(敬称略)

番号	委嘱区分	氏名	所属団体等	備考
1	有識者	小西敏正	宇都宮大学工学研究科地球環境 デザイン学専攻名誉教授	
2		陣内雄次	宇都宮大学教育学部環境教育課 程/家政教育専攻 住環境・まち づくり研究室教授	
3	市内建築設計事 務所	関口一範	(株)小堀建設設計部長	建築設計
4		小林忠生	(株)小林設計代表者	建築設計
5	市内建築施工業 者等	渡辺武男	(株)渡辺工務店代表取締役	建設、造園
6		小林勝美	東昭建設(株)建築本部長	建築設計、 建設
7		高尾真一	(株)大東建設工事部長	建築
8		斉藤 克	大和電設(株)代表取締役	電気
9		谷口甚一	(有)谷口建設代表取締役	建築
10		大金俊彦	(株)小堀建設建築部長	建築
11		加藤 譲	大進電気工事(株)	電気

12		大瀧宗彦	田中建設工業(株)	建築
13		柴 明男	柴産業(株)	建築
14	産業関係者	大嶋正之	矢板市商工会副会長	
15		小川修市	たかはら森林組合参事兼総務課長	
16		黒田保夫	東京電力株式会社栃木北支社副支社長	
17		出野忠男	シャープ株式会社 AV システム事業本部事業戦略推進室参与	
18		名井哲夫	シャープ株式会社 法人ビジネス営業本部副本部長	
19	国県等関係機関	野澤勝徳	栃木県地球温暖化対策課地球温暖化対策課長	
20		橋本康夫	栃木県地球温暖化防止活動推進センターセンター長	
21		岸 秀行	栃木県住宅供給公社常務理事兼業務部長	
22			選定設計業者	
23			選定施工業者	
24	矢板市	中村 修	矢板市副市長	

25		荒井 茂	市民福祉部長	
26		小堀幸夫	経済建設部長	

番号	区分	氏名	所属等	備考
1	事務局	阿美利和	市民福祉部環境課長	
2		野中 均	市民福祉部生活環境担当副主幹	
3		阿久津 功	市民福祉部生活環境担当副主幹	
4		津久井良樹	経済建設部参事兼農務課長	
5		永井進一	経済建設部農務課道の駅担当主幹	
6		高久英治	経済建設部農務課道の駅担当主査	